

一般社団法人 こうじや文化村定款（抜粋）

（目的）

第3条 この法人は、東京都大田区糀谷地区の住民および地区内の商店街利用者を対象として、有志が自主的に企画や運営に参加する集いの場や有機食材を使用した飲食の場の提供を通じて心身の健康と地域の和を推進することで、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 有志が自主的に調理や配膳に参加する食堂・カフェの運営
- (2) 有機栽培・自然栽培を体験する菜園運営
- (3) 有志が自主的に企画や広報を行う趣味活動のサークル運営
- (4) 心身の健康を保つための健康セミナーや整体教室および心理カウンセリング教室運営
- (5) 癒しをテーマとした音楽のコンサート運営
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

（種別）

第5条 この法人に次の会員を置き、このうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、その事業の運営に参加する個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会する個人または団体

（入会）

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、会員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することによって、いつでも退会することができる。

（構成）

第13条 会員総会は、正会員でもって構成する。
2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（権限）

第14条 会員総会は、次の事項を決議する。
(1) 会員の種類および資格ならびに会費の金額
(2) 会員の除名
(3) 役員を選任ならびに解任
(4) 役員報酬の額またはその規定
(5) 各事業年度の事業報告および決算の承認
(6) 定款の変更
(7) 解散および残余財産の帰属先
(8) 合併ならびに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
(9) この法人に対する役員損害賠償責任の一部または全部の免除

(10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

（開催）

第15条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

（代理）

第20条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として、あらかじめ通知された事項について議決権の行使を委任することができる。この場合、委任する正会員または代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

（役員の設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事2名以上7名以内

- (2) 監事1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

（事業年度）

第30条 この法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

（事業計画および収支予算）

第31条 この法人の事業計画および収支予算については、次の書類を代表理事が作成し、理事の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書

（事業報告および決算）

第32条 この法人の事業報告および収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事がその事業年度に関する次の書類を作成し、第1号及び第2号の書類については監事の監査を受けた上で、定時会員総会に提出しまたは提供しなければならない。

- (1) 事業報告書およびその附属明細書

- (2) 貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの附属明細書

- (3) 役員名簿

- (4) 役員報酬の額またはその基準を記載した書類

（設立時役員）

第43条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 胤森なお子 石井喜明 石井悠喜

設立時代表理事 胤森なお子

設立時監事 沼田貢一

平成29年9月19日

設立時社員 胤森なお子

同 有限会社ファイブアローズ

代表取締役 石井喜明

同 石井悠喜